

## 第 15 回 松田町 自治基本条例 審議会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 10 月 25 日（水） 10：00～12：00
2. 場 所 町役場 4 階 4 A B 会議室
3. 出席者 委員：別紙「委員等名簿」のとおり（吉田委員、秋田谷委員、原田委員欠席）  
事務局：政策推進課（柳澤課長補佐兼係長、出口主任主事）
4. 配付資料
  - ・ 次第
  - ・ 出席者名簿 (資料 1)
  - ・ 第 14 回審議会議事録 (資料 2)
  - ・ 第 14 回審議会レビュー (資料 3)
  - ・ パブリックコメントの結果 (資料 4－1)
  - ・ パブリックコメント一覧表 (資料 4－2)
  - ・ 松田町自治基本条例の素案・パブリックコメントでの  
意見を踏まえた修正案 対照表 (資料 5)
  - ・ 県西 2 市 8 町条文一覧表 (参考資料)
  - ・ ミニ講演会記録 (参考資料)

【概要】 司会進行（柳澤課長補佐兼係長）

## 1. 開 会

## 2. 議 事

- ① 第 14 回審議会 レビュー （\*冒頭、事務局より資料 3 を基に説明）

## 【会 長】

前回（第 14 回）の審議会のレビューについては、いかがでしょうか。

## 【委員全員】

（特に意見等はなし。）

- ② パブリックコメントの結果（\*冒頭、事務局より資料 4－1 及び 4－2、資料 5 を基に説明）

## 【会 長】

前回の審議会で残っていた部分が、第 7 条及び第 8 条の見出しである。パブリックコメントの結果を受け、再度の審議することになっていたかと思うので、第 7 条及び第 8 条についての検討を進めていきたい。まず、説明のあった資料 4－1、資料 4－2、資料 5 についての質問等があれば、ご発言いただきたい。

## 【委 員】

パブリックコメントにおいて、当審議会委員からの意見提出はあったのか。

## 【事 務 局】

無記名で実施しているため、正確に把握はできていないが、確認ができる中で、少なくとも 1 名

の委員より意見提出があった。

**【会 長】**

パブリックコメントでの意見数は拮抗していると思う。ただ、このテーマ（自治基本条例での意見募集）において、18名の方から意見提出があったということは、他の自治体と比べても、件数は非常に多いのではないかと思われる。では、早速、第7条についてはどうか。

**【委 員】**

ミニ講演会の時に、「我々は、町民であるとともに県民でもあるので、条項・条文でも県の条例と整合性を持たせてはどうか」という意見があったが、それに対してはどのように考えているのか。

**【事務局】**

参考資料として添付している、ミニ講演会記録の中でも、「県に沿ったものにする必要があるのではないか」「県の条例と町の条例に矛盾が生じた場合にはどちらを選択すればいいのか」といった意見があったことを記載している。

ミニ講演会では、県職員より、「それぞれの自治体がまちづくりの制度として、改めて示すことが目的である」との回答をしている。

ただ、「これまで本審議会では、そういった視点での検討は一度もなかった」という意味で持ち帰らせていただくとして、町より回答をしている。その後、矛盾があるかどうかという点で確認したが、矛盾はなかったので、このままでよいかと考えている。

**【会 長】**

他の委員から何かあるか。

**【委 員】**

条項の構成などについては、県・町のそれぞれの立場で作成されており、相互で抵触はしない。ただ、2つの条例が示されたので、理解しづらかった。県と市町村の関係性が主になっているが、町民との関わりは少ないので問題ないかと思われる。県と町は対等な立場であり、町独自の条例の作成ができなくなってしまう。

**【副 会 長】**

自治基本条例は基礎的自治体で考えるべきである。

**【会 長】**

基本的な立場を踏まえ、国、県、町が対等であるので、町としてのスタンスは変える必要はない。

**【委 員】**

その場で、その質問を聞いていた者としては、まちづくりをするのは町であり、県と同様にするのならば条例づくりは必要なくなる。

条文で相違するところはないが、県は「第3条 県民の権利及び義務」、町は「第8条 町民の役割と責務」となっており、内容も概ね同じであるが表題が異なっており、とても違和感がある。

**【会 長】**

パブリックコメントでは、「権利と責務」とする意見が多い結果となっている。

第8条の見出しだが、「町民の役割と責務」もしくは「町民の権利と責務」のどちらにするかについての意見をいただきたい。

**【委 員】**

まちを住みやすくしていくという目的の中で、一人ひとりに役割が生じてくることから、権利を土台として、次の段階に向かっていくためには、町を構成する町民としての役割を示すことでよいのではないかと考えている。

広義として役割を示していくことをPRして、条例で町民に期待していることを示すことが、権利と言えれば義務が生じてくることから、一歩進んだところで示したいと考える。

**【副会長】**

委員二人とも的を得ているが、自治基本条例を策定する前提として、優しい表現にしていくことが本審議会で決めたことである。誰にでもわかりやすい表現とすると、「権利と責務」であると考ええる。

**【委員】**

条文上では「見出し」が重要であり、「見出し」は条文を基にするものであるので、「役割」の方が分かりやすいのではないだろうか。

**【委員】**

第8条で「能力と時間を用いて…」を「能力と費やすことのできる時間を用いて…」への修正をお願いしたい。小田原市の条文で第5条を見ると、「それぞれの持つ力及び費やすことのできる時間を使い、自発的にまちづくり関与するよう努めるものとする。」となっている。

小田原市の条例は、条例らしくない条例で、市として義務や責務を使いたくないという前提で作成されているので、とても市民寄りの条文ではないかと思っている。

**【会長】**

条文内容の変更になることから、後ほど議論をすることにしたい。「見出し」についてのご意見を頂けたらと思う。

**【委員】**

一般的には、「役割」でも「権利」でもどちらでもよいかと思われるかもしれないが、私はある意味でキーポイントであると考えている。

「町民が年齢を問わずまちづくりに参加する権利を持つとともに、自らの発言と行動に自信を持ち、それぞれの能力と時間を用いて、積極的にまちづくりに参加するものとします」とした場合にその表題は、「役割と責務」ではない。私は、なぜ権利を与えがらないのかが不思議に思っており、「権利と責務」にすべきであると考えている。

**【委員】**

この条例によって与えられる権利は何もなく、ここは憲法で保障されている責務である。

**【委員】**

感覚的に言えば、「役割」の方が引き寄せられる。権利は前回の審議会でも「それは前提だから」という言い方をすると、「そうではなく、やっとなんか取ったものだから」という考え方もあったかと思うが、「権利」というのは前提としてあるものという感覚であるので、この第4章の表現を見たときに、持っているだけでは実行しないというのが分かっている。

その中で自分にもやれることがあるのかなという感覚が持てるので、私としては「役割」の方がよいのではないかと考えている。

一般的な常識で見たときに、「権利」というと、「何かやろう」となったときに「やりたくない」とかになってしまうかもしれないという不安もあるが、「役割」というと、「自分にも何かできることがあるのではないか」という感覚に若者は変わっていくという期待ができる。

**【委員】**

パブリックコメントの意見では「権利」が多かったので権利でもよいのかなと少し思っている。ただ、個人の捉え方としては「役割」の方がよいかと考える。

**【会長】**

委員の皆さまの意見を伺ったところ、「役割」の方がよいのではないかという意見が多かったと思われる。一方で、パブリックコメントでの町民の意見としては「権利」が多くなっている。審議会の意見を反映させるのならば、「役割」になると思うが、いかがか。

**【委員】**

最終的な町長への答申において、2案あることで行ってもらいたい。条文を読んで表題に「役割」という言葉が出てくる訳がない。「権利」ばかりを主張して義務を負わないという一般的な批判はあるが、この自治基本条例は町や町長、議会に対して住民が意見を突きつけるものである。

**【会長】**

審議会として、どちらかに絞らないといけないので、ここでは「役割と責務」という形にさせていただきたい。委員の意見も含めて答申させていただく。

小田原市の自治基本条例の第5条2行目に「それぞれの持つ力及び費やすことのできる時間…」で、単純に能力と時間と記載すると「あなたの持っている時間の全てを捧げて欲しい」とも読み取られてしまう可能性もあるため、「費やすことのできる…」という表現を入れた方がよいのではないかという指摘についての意見などはあるか。

**【委員】**

「それぞれの持つ能力と費やす時間…」に表現を変更したい。

**【会長】**

逐条解説で説明することも可能であるが、あえて条文で説明する必要があるのかという点になると思う。全体のスマートさなどの観点からみてどうか。

**【委員】**

パンフレット等を作成するときに、「ポイント」として示した方がよいのではないか。イラストや挿絵を使い、漫画チックにすれば、わかりやすくする。逐条解説では難しいのではないか。町民にわかりやすくスマートにしてもらいたい。

**【委員】**

条文の中に、「年齢を問わず…」と表現したのはどうしてなのか。

**【会長】**

審議会の最初のプロセスとして、子どもや若い世代、高齢者にも視点を向けた条例としていくことで進めてきており、そこで「年齢を問わず…」という表現をあてている。この件に関しては、次回（第16回）に持ち越させていただく。

続いて、第7条についての意見をいただきたい。パブリックコメントでは、こちらも「協働」が8票、「連携・協力」が10票と、どちらが多いとも言いづらい結果ではあるが、いかがか。

**【委員】**

資料4-2の3頁の意見で「協働」はひらがなでは「きょうどう」であり、聞いただけでは色々な意味にとられ曖昧。一般的には「きょうどう」と聞くと、「共同」や「協同」が先にきてしまうと思う。」とあるが、これは定義がないからだと思う。

私は「協働」という意味は、「企画の段階から町民が関わり、それで汗をかく」といった考え方から出てきており、「汗をかく」という意味合いがなければ、従来通りの議会任せになってしまうだろうと思う。

**【委員】**

「協働」という言葉を定義するとして、文言はどんな感じになるだろうか。「連携・協力」を説明するような文言にはならないだろうか。

**【委員】**

「協働」という意味を色々調べてみたがやっぱり分からない。「色々な地域で使っているから」ということもあるが、そういった曖昧な言葉を使ってもよいのだろうか。携帯では、そもそも単語が出てこない。

**【副会長】**

記憶では、「協働」は行政が財政的に厳しくなってきたときに、「新しい公共」と併せて使い始めた言葉だと認識しており、一般的にはあまり使わない。ニーズの多様化などの時代に生まれた言葉であると思う。

**【会長】**

古いわけではないが、それほど新しい言葉というわけでもない。横浜市が市民活動に関しての指針を作成した辺りから使い始めた言葉である。

**【委員】**

確かに「協働」という言葉は新しい言葉でもあるが、なぜ「協働」という言葉が生まれたのか、そこにまちづくりの精神がある。2市8町の中で松田町だけ使わないのはどうしてか分からない。

**【会長】**

委員から意見があったように、非常にポジティブな意味で利用されている。その一方で行政が住民や市民の方々と協力していかなければ課題の解決はできないだろうということで、行政の使い勝手を重視しているということもあり、両方の立場で使われている言葉である。どちらの立場で使っていくのかという点で、事務局から何かあるか。

**【事務局】**

町の総合戦略の中では「協働」という言葉を使っている。ただ、その言葉が主役かどうかという点はまだそうではない。

議論の妨げになると思い、差し控えていたが、基本的には今後も「協働」という言葉を使っていきたいというのが町のスタンスである。今年と来年の2カ年をかけて作成し、平成31年からスタートする次期総合計画の策定においても、「協働」はキーワードにさせていただきたい。

また、今週末から総合計画の策定にあたっての地域座談会が始まるが、テーマを「協働のまちづくり」として進めさせていただく予定であり、今後色々な場所で「協働」という言葉を浸透させていきたいというのが町側の思いである。

**【委員】**

行政が参画の計画を立て、そこに「協働」という言葉を使い、住民も汗をかかせようというスタンスが見え見えで、「これから定着させていきたい」というのでは、その程度の言葉だと行政自ら言っているようなものである。

「協働」という言葉を使って有無を言わさず汗をかかされるより、「ちょっと手伝って」と言われて、こちらも「力を貸すよ」と言ったような行政になってほしい。私は「連携・協力」といった普通の言葉で書いたほうがよいと考える。

**【副会長】**

悪い言葉ではないが、以前は「官民協力」とも言われ、町も我々も経費を出していかないといけないのかと思った。今後は「協働」も生きてくるのではないかと思うが、まだ今は住民の納得材料として足りていない。

**【委員】**

「住民が最初から考え、町を住民たちのものに取り戻す」という意義である。

## 【会 長】

両委員が言うように「協働」は対立している。そうした状況の中で、‘表現に入れる’‘入れない’の議論をしなければならないので、そうした観点も含めてご意見をいただきたいのだが、今回は時間もないため、次回に確定したい。

## 【委 員】

4月時点では「協働」という言葉は定義づけされていて、町民の視点であったらどうするのかという議論であったと認識している。「協働」という表現は入れていくべきである。この表現を入れておくことによって、今後、町に定着するのではないか。

## 【委 員】

町が「協働」というものが何であるのか、何度も説明することが必要で、誤解を招かないようにすることが大事である。

## 【委 員】

今後、協働が浸透していく表現であるのならば、入れていった方が良いと思うが、今の段階では「連携・協力」がよいと考える。

## 【委 員】

町がPRする表現であるのなら仕方がないが、どういう意味かはわからない。

## 【委 員】

条文の内容を踏まえると、「連携・協力」がよいのではないか。

## 【会 長】

次回（第16回）に最終的に改めて委員の皆さまからの意見を聴取したい。

宿題になるようで申し訳ないが、次回までに、修正案がある場合にはご用意をお願いしたい。この修正案は、パブリックコメントでの町民からの意見を反映しているもので、全てを否定していくとパブリックコメントを実施した意味がなくなってしまう。その点は考慮していただきたい。

## 3. その他

第16回 審議会の日程：11月14日（火） 午前10：00～ 4階AB会議室

## 4. 閉 会